

## はじめに

東京都教育相談センターでは、都立高等学校における教育相談体制の構築及び充実の推進に向けて、平成 21 年 3 月に「都立高等学校での教育相談体制の構築に向けて」というリーフレットを発行しました。校内の教育相談体制の構築に向けて、教育相談に関する役割の確認、生徒の情報交換会及び事例検討会等の実施など、1 年間の取組のモデルを示しました。

平成 21 年 7 月、都立高等学校全校を対象に、教育相談にかかわる実態調査を実施しました。その結果、校務分掌上に教育相談を位置付けている学校は全体の 70%、教育相談担当者を設置している学校は全体の 67% でした。このことから、約 70% の学校は、教育相談体制の構築に向けて基本的な取組をしていることが分かりました。しかし、当センターがモデルの中で示した具体的な取組の一つである、配慮を要する生徒について、学校全体で情報交換をする機会を設けている学校は、全体の 54% でした。今後は、各学校が教育相談体制の整備とともに、教育相談活動の充実に向けた具体的な取組を実施していく必要があります。

当センターでは、専門家アドバイザースタッフを都立高等学校に派遣し、生徒、保護者及び教職員の相談を受けています。平成 20 年度に専門家アドバイザースタッフが相談を受けた主訴の中で、「情緒不安定」、「不登校」、「家族関係」、「進路」、「友人関係」が、いずれも 10% 前後の割合を占めていました。また、平成 20 年度に都立高等学校 12 校に学校教育相談支援員を派遣し、専門家アドバイザースタッフと同様に相談を受けましたが、10% 前後の割合を占めている主訴は、「不登校」、「情緒不安定」、「性格上の問題その他」、「友人関係」でした。

このような都立高等学校の実態から、各学校の教育相談の取組の一層の充実、及び情緒不安定や友人関係等の悩みを抱え、様々な行動を表す生徒への対応の手がかりとなるものを作成することとしました。

本冊子では、学校の危機対応と当センターの緊急支援の概要のほか、気がかりな生徒への組織的な対応とその対応例について、まとめています。

各学校の実態に応じて教育相談体制を構築するとともに、悩みを抱えた生徒にかかわった教職員が一人で抱え込むのではなく、組織として、生徒一人一人とかわかっていく際の参考にしていただければ、幸いです。

平成 22 年 3 月

東京都教育相談センター